

■いよいよ半年を切りました！

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である令和元年10月が迫ってきました。最近、テレビや新聞などでも頻繁に取り上げられるこの軽減税率制度ですが、まだまだ対象となる事業者でも準備が整っていない、そもそも十分に理解ができていないというところも多いのではないのでしょうか。

- まず、自社が軽減税率(8%)対象品目取扱事業者に該当するか確認しましょう。
- **なにが軽減税率(8%)の対象になるか？**
- 飲食料品(酒類・外食を除く)
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
- **取扱事業者に該当する場合は？**
- レジ・POSや会計システムの導入・改修
- 値札の付替え、価格表示の変更準備
- 8%、10%の区分経理の確認
- 区分記載請求書等保存方式への対応

などの検討・準備が必要になります。

該当する事業者は、国の補助金制度を活用しましょう。支援内容は大きく分けて2つです。

- ① 軽減税率対応レジの導入・改修の支援
- ② 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

補助率は「原則4分の3」、補助上限はそれぞれ異なります。完了期限は9月30日までとなっておりますが、場合によっては事前申請が必要となりますので、お早めにご検討ください。

商工会では、今後も軽減税率制度に関する情報の提供やセミナーの開催等を予定しております。

補助制度のご活用等でご不明な点がございましたら、お気軽に商工会までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉
村商工会本所
TEL(62)9435
(平山・小池)



南阿蘇 消費者相談室から Vol.74

架空請求の相談が20万件を突破！

〜身に覚えがないと思ったら絶対に相手に連絡しないこと〜

全国の消費生活センターには「身に覚えのない請求を受けた」などの架空請求に関する相談が寄せられています。2016年度の相談件数は8万件でしたが、2018年度は20万件以上の相談が寄せられ、近年、急増しています。

今回は相談事例からみる最近の窓口について紹介します。

① 架空請求の通信手段の多様化

電子メール・SMS(ショートメッセージサービス)、はがき、封書、電話など、さまざまな通信手段で消費者の元に届きます。公的機関(裁判所、消費生活センター)などや、大手通販事業者など実在の事業者をかたるケースもみられます。

② 連絡を取らせようと、さまざまな手口で消費者の不安をあおる

電子メール・SMSやはがき、封書の文面には、「連絡しないと法的措置をとる」「訴訟をする」「給料や不動産を強制的に差し押さえる」などと記載し、消費者に連絡を取らせようとします。

③ 連絡すると金銭を要求される

不安になった消費者が「問い合わせ窓口」などと記載されている連絡先へ連絡すると、そこで金銭を請求されるケースが多くみられます。

訴訟の取り下げや回避のための費用として金銭を請求される、弁護士を名乗る者を紹介されるといった手口もあります。

④ さまざまな支払い手段が悪用されている

口座へ振り込むと言われる、プリペイドカードを購入させカード番号を伝えるよう求められる、現金を郵送するよう指示されるケースなどさまざまです。

ポイント! 記載されている連絡先に絶対に連絡しないことです。連絡してしまうと、相手とのやり取りの中で自分の情報を知られてしまい、その情報を元に、さらに請求を受ける可能性があります。

何かお困りの時には、南阿蘇消費者相談室にご相談ください。

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL(67)2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く
高森町消費者相談室
TEL0967(62)1111
相談日 月曜・水曜・金曜日
午前9時～午後4時